

第二種貨物利用運送事業の許可申請（国内航空）

航空貨物運送（国内航空）に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受ける必要があります（法 20 条（許可））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

（１）第二種貨物利用運送事業許可申請

貨物利用運送事業法

- 第 20 条 第二種貨物利用運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 第 21 条第 1 項 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 第 2 号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 第 3 号 貨物の集配体制の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

貨物利用運送事業法施行規則 （事業計画関係）

- 第 18 条第 1 項 法第 21 条第 1 項第 2 号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第 1 号 利用運送機関の種類
- 第 2 号 利用運送の区域又は区間
- 第 3 号 主たる事務所の名称及び位置
- 第 4 号 営業所の名称及び位置
- 第 5 号 業務の範囲
- 第 6 号 貨物の保管体制を必要とする場合にあつては保管施設の概要
- 第 7 号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- 第 8 号 実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

（集配事業計画関係）

- 第 18 条第 2 項 法第 21 条第 1 項第 3 号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第 1 号 貨物の集配の拠点
- 第 2 号 貨物の集配を行う地域
- 第 3 号 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置
- 第 4 号 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条又は第 35 条第 1 項の許可を受けている者にあつては、ハに掲げる事項を除く。）
- イ 各営業所に配置する事業用自動車（貨物の集配の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の数
- ロ 自動車車庫の位置及び収容能力
- ハ 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

- 第 5 号 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

（２）添付書類

貨物利用運送事業法

- 第 21 条第 2 項 前項の申請書には事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

（添付書類）

- 第 19 条第 1 項 法第 21 条第 2 項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
- 第 1 号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第 2 号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
- 第 3 号 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第 3 条又は第 35 条第 1 項の許可を受けている者を除く。）にあつては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
- 第 4 号 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 第 5 号 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
- イ 定款（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 167 条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
- ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあつては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
- 第 6 号 個人にあつては、次に掲げる書類
- イ 財産に関する調書
- ロ 戸籍抄本
- ハ 履歴書
- 第 7 号 法第 22 条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

その他必要な添付書類

- a) 集配を他の者に委託する場合にあつては、受託者との業務委託契約書の写し
- b) 貨物利用運送事業部門の組織体制の概要
- c) 兼業状況

（３）欠格事由

貨物利用運送事業法

- 第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、第 20 条の許可を受けることができない。
- 第 1 号 第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者
- 第 2 号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者の行う国際貨物運送又は航空運送事業者の行う国内貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を経営しようとする者であつて、第 6 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる者（以下「外国人等」とい

う。)に該当するもの

第6条第1項 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 第1号 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 第3号 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者
- 第4号 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの
- 第5号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送（以下「国内貨物運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業を営もうとする者であって、次に掲げる者に該当するもの
 - イ 日本国籍を有しない者
 - ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
 - ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
 - ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

・外国人（以下参照）による国内航空の登録（許可も同じ）は出来ません。

○外国人の定義

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ④ 法人であって、①～③までに掲げる者が、
 - ・その代表者であるもの 又は
 - ・これらの者がその役員の1/3以上 若しくは
 - ・議決権の1/3以上 を占めるもの

※よくある例として、日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員の1/3以上が外国人、出資者（議決権）の1/3以上が外国（法）人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。

(4) 申請方法

国内航空二種事業許可申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、国土交通省総合政策局国際物流課に申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

★郵送による受付については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、国内航空利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書（控え）及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

(5) その他

- ・国内航空に係る第二種貨物利用運送事業には、その業務の範囲として「一般混載事業（宅配便事業以外）」と「宅配便事業」とに別れています。当該利用運送事業の許可を受ける場合、原則として「国内航空貨物代理店」である必要があります。ただし、「宅配便事業」に限定して事業を行う場合であって、国内利用航空運送事業者（国内航空に係る第二種貨物利用運送事業者）の集荷代理店となっていればこの限りではありません。この場合、添付書類のうち「国内航空貨物代理店契約書（写）」に代わり「航空貨物の取扱に関する契約書（写）」を添付してください。
- ・事業計画及び集配事業計画について、他の利用運送機関の種類に係る第二種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。
- ・貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>

■許認可申請書関係書類 作成上の注意

1. 【申請書】（様式1）、【事業計画】（様式2）、【集配事業計画】（様式3）
2. 【添付書類】

- (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
 - ・国内航空貨物代理店契約書（写）等
 - ・集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との集配業務委託契約書（写）
 注）申請時において契約が締結されていない場合には、契約書（案）に代えることができます。この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出すること。
- (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の見取図、平面図（※）
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4）
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権限を証する書面（※）
 - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
 ○貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合
 - ・計画する事業用自動車の使用権限を証する書類（※）
 - a. 購入する場合：売買契約書又は売渡承諾書（写）
 - b. リースの場合：自動車リース契約書、自動車検査証（写）
 - c. 既に所有している車両を使用する場合：自動車検査証（写）
 - ・車庫前面道路の道路幅員証明書（※）
 - ・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類（※）
 - 運行管理者資格者証（写）、運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書、勤務割、乗務割、乗務員名簿、運転免許証（写）
 ○貨物の保管体制を必要とする場合
 - ・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類（様式6）
 - ・見取図、平面図（※）
 - ・使用権限を証する書類（※）
 - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
 - ・基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類（様式7）
 注：当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権限を有することを証する書類（様式5）を提出することにより（※）の書類について省略することができる。
- (3) 定款及び登記簿の謄本
 - a. 既存法人…定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - b. 新規法人…定款または寄附行為の謄本
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
 - a. 既存法人…直近事業年度における貸借対照表及び損益計算書（損益計算書は省略可）
 - b. 新規法人…設立しようとする法人が株式会社または有限会社である場合にあっては、株式の引受または出資の状況及び見込みを記載した書類
 - c. 個人の場合…財産に関する調書
 ・過去3カ年分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

- ・損益計算書については貨物利用運送事業法施行規則第19条第2項の規定に基づき、添付を省略することができます。

国内航空二種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。
 ・財産的基礎（純資産*300万円以上）を有していること。

*純資産＝総資産－創業費その他の繰延資産・営業権－総負債

- (5) 役員名簿及び履歴書
 - a. 既存法人…役員または社員の名簿（様式8）及び履歴書（様式9）
 - b. 新規法人…発起人、社員または設立者の名簿（様式8）及び履歴書（様式9）
 - c. 個人の場合…戸籍謄本、履歴書
 - (6) 欠格事由に該当しない旨の宣誓書（様式10）
 - (7) 貨物利用運送事業部門の組織体制の概要
 - (8) 兼業状況
3. 利用運送約款
 第二種利用運送事業の約款の認可申請（国内航空）を参照。

(様式1)

【国内航空第二種／新規許可申請】

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名(役職) _____
(担当者氏名: TEL: _____)
(email: _____) ㊞

第二種貨物利用運送事業許可申請書

今般、第二種貨物利用運送事業（航空貨物運送）の許可を受けたいので、貨物利用運送事業法第21条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名又は名称 _____
住 所 _____
代表者氏名(役職) _____

- 事業計画
別紙1のとおり

- 集配事業計画
別紙2のとおり

(様式2)

【国内航空第二種／新規許可申請】

別紙1

事業計画

- 利用運送に係る運送機関の種類
航空貨物運送

- 利用運送の区域または区間

仕立地	仕向地
東京	福岡(*)
大阪	沖縄(*)

(*) 包括記載も可能 (例) : 全国の各空港

- 主たる事務所の名称及び位置

名 称	位 置
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

- 営業所の名称及び位置

営 業 所	位 置	所有・賃貸別	備 考
△△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	所 有	併 用

- 業務の範囲
国内運送に係る 〇〇事業

「事業計画」とは、国内航空運送に係る第二種貨物利用運送事業許可が範囲とする「貨物自動車による集貨集配活動と航空を利用した国内航空運送」のうち、国内航空運送部分の事業の計画を記載する資料です。

- 「航空貨物運送」と記載。
 - 他の運送機関に係る第二種貨物利用運送事業も行う場合は、併記。
なお、この場合、他の運送機関の利用運送に関しては、別葉の事業計画として作成。
- 仕立地及び仕向地共に空港名または都市名を記載。
 - 一般混載事業と宅配便事業とで利用運送の区域または区間が異なる場合は、それぞれ記載。
 - 仕向地については、記載例にあるように包括記載も可能
- 本社（航空貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所）の名称及び所在地を記載。
 - ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本）
- 航空貨物利用運送事業に係る営業所の一覧表を記載。
 - 記載する営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。
 - 備考欄は実運送事業と併用の場合、「併用」と記載。
 - ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、見取図、平面図（ただし、これらの書類については、使用権原を有することを証する宣誓書（様式例5）をもって省略可）、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書（様式例4））
- 国内運送に係る「一般混載事業」又は「宅配便事業」と記載。

6. 保管施設の概要

保管施設名	住 所	所有賃借別	面 積	棟 数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	00.00m ²	1
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	00.00m ²	1

7. 利用する運送事業者の概要

①実運送事業者

運送事業者	住 所	備 考
〇〇航空㈱	△県△△市△4-5-6	

②利用運送事業者

運送事業者	住 所	備 考
〇〇〇〇㈱	△県△△市△4-5-6	

8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等(*)

仕向地	受取事業者名	代表者名	住 所	営業所名	住 所
	〇〇㈱	〇〇〇〇	〇県〇〇市〇1-2-3	□営業所	□県□□市□1-2-3
	△△㈱	△△△△	△県△△市△4-5-6	◇営業所	◇県◇◇市◇4-5-6

6. 保管施設の概要を記載。

- ・自社で所有または賃借している保管施設（倉庫、上屋等）を記載。
- *添付書類：所有、賃借の裏付け書類（賃貸借契約書の写し、土地建物の登記簿謄本、見取図、平面図（ただし、これらの書類については、使用権原を有することを証する宣誓書（様式例5）をもって省略可）、都市計画法関係法令の規定に抵触しない旨の宣誓書（様式例4））

○自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。
 （例）保管業務を他社に委託しているため、自社の保管施設を有しない。

東京 ○○○○株式会社

大阪 □□□□株式会社

*添付書類：保管業務の業務委託契約書（写）

7. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所並びに実運送事業者、貨物利用運送事業者の別を記載。

①例：航空会社の名称及び住所を記載。

○○航空、○○エアライン等の名称及び住所

*添付書類：実運送：国内航空貨物代理店契約書の写し

②は利用の利用運送事業を行う事業者のみに該当

*添付書類：航空貨物利用運送事業者との業務提携契約書の写し

8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等を記載。

（全ての仕向地について自社で行っている場合は、不要）

- ・仕向地欄は、「2. 利用運送区域又は区間」と同じものを記載。
- ・受取事業者名、代表者名、住所については、英文表記でも可。
- ・受取事業者の営業所は、申請者の行う航空利用運送に関係する営業所に限る。
- *添付書類：受託者との集配業務委託契約書の写し

（様式3）

集配事業計画

1. 貨物の集配の拠点

仕立地	仕向地
東京	福岡(*)

(*) 包括記載も可能 (例)：全国の各空港

2. 貨物の集配を行う地域

(一般混載事業)

仕立地及び仕向地周辺

(宅配便事業)

仕立地帯	仕向地帯
関東	北九州

地帯区分	地帯の範囲（都道府県名）
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北九州	福岡、佐賀、長崎、大分

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

営業所名	住所	所有・賃貸の別	備考
○○営業所	○○県○○市○○1-2-3	所有	併用
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	併用

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【仕立地（発空港）】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

営業所名	車両数	備考
○○営業所	5	併用
△△営業所	5	併用
計	10	

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	車庫収容能力	備考
○○営業所	○○km	○○県○○市○○1-2-3	○○、○㎡	
△△営業所	○○km	△△県△△市△△4-5-6	○○、○㎡	

【国内航空第二種／新規許可申請】

「集配事業計画」とは、国内航空運送に係る第二種貨物利用運送事業許可が範囲とする「貨物自動車による集貨集配活動と航空を利用した国内航空運送」のうち、貨物自動車による集貨集配活動部分の事業の計画を記載する資料です。

1. 仕立地・仕向地とも空港名または都市名を記載。
・事業計画の「2. 利用運送区域または区間」に同じ

2. 貨物の集配を行う地域を記載。
・一般混載事業については「仕立地及び仕向地周辺」と記載。
・地帯の範囲は、都道府県単位により明記。

仕立地帯	仕向地帯		
北海道	東北	関東	…
東北	北海道	関東	…

地帯区分	地帯の範囲（都道府県名）
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

3. 航空貨物利用運送事業に係る集配営業所の一覧表を記載。
・記載する貨物の集配に係る営業所は、航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送に係る貨物の集配に係る営業所に限る。
・一般貨物自動車運送事業と併用の場合は、備考欄に「併用」と記載。
※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権限を有することを証する書類（様式5）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4））

4. 貨物の集配体制
（自己の集配体制で実施する場合）
【仕立地（発空港）】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
・常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載。
・一般貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は、備考欄に「併用」と記載。
・「その他」の欄には、冷蔵車等の特殊車両数を記載。
※添付書類：車検証（写）（使用権限を有することを証する書類（様式5）をもって省略可）

- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力
・車庫収容能力については、面積を記載。
※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権限を有することを証する書類（様式5）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4））

【国内航空第二種／新規許可申請】

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇. 〇㎡	〇〇. 〇㎡	
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	〇〇. 〇㎡	〇〇. 〇㎡	

※「特定二種のみ記載」

ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
〇〇営業所	〇〇〇〇	H20.6.30	〇〇〇〇	H20.6.30	
△△営業所	△△△△	H20.6.30	△△△△	H20.6.30	

※「特定二種のみ記載」

【仕向地（着空港）】

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫等の位置及び収容能力
- ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力
- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

記載方法は仕立地のイ～二と同じ

（集配を他の者へ委託する場合）

【仕立地（発空港）】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

仕立地	受託事業者名 住所	代表者名	営業所名 住所	集配用 車両数	備考
東京	〇〇運輸(株) 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇〇〇	□□営業所 □□県□□市□□1-2-3	10	一般貨物自動車事業許可
大阪	△△運輸(株) △△県△△市△△4-5-6	△△△△	◇◇営業所 ◇◇県◇◇市◇◇4-5-6	15	一般貨物自動車事業許可

【仕向地（着空港）】 (*)

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

記載方法は仕立地と同じ
(*) 包括記載も可能（例）：全国の各空港の受取事業者

【仕向地（着空港）】

記載事項、添付書類は、仕立地と同じ。

【国内航空第二種／新規許可申請】

- ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の所在地「※特定二種のみ」
- ・収容能力は休憩・睡眠施設毎に営業所名、所在地、収容能力を記載。
- ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4））

- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況「※特定二種のみ」
- ・集配事業計画に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者等を選任。

（集配を他の者に委託する場合）

【仕立地（発空港）】

仕立地における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数を記載。

- ・備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「航空に係る第二種貨物利用運送事業者」の別を記載。

※添付書類：受託者との集配業務委託契約書（写）

【仕向地（着空港）】

- ・記載事項、添付書類は、仕立地と同じ。
- ・仕向地（着空港）における受託者が、事業計画の「8. 仕向地における受取事業者の名称、住所等」の受取事業者と同一の場合は、記載例にあるように包括記載も可能。受取事業者以外の受託者は全て記載。

【国内航空第二種／新規許可申請】

添付書類（様式4）

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

印

（補足）

（注）上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。

添付書類（様式5）

使用権限を有することを証する書類(記載例)

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、使用権限を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

㊞

(補足)

(注) 上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。

添付書類（様式6）

保管施設の概要(記載例)

保 管 施 設 名	延床面積	構 造	附 属 設 備
× × 営業所内	〇〇㎡	鉄 骨	
〇 〇 営業所内	△△㎡	鉄 骨	

- ① 構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ② 冷蔵倉庫等特殊な保安施設についてはその旨、注記すること。
- ③ 附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類（様式9）

履歴書(記載例)

履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○○○○
 現住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○
 生年月日 ○○○○○○○

学 歴

○○年○月 ……………卒業

職 歴

○○年○月 ……………
 ○○年○月 ……………
 ○○年○月 ……………
 現在に至る

団体（公職）歴

○○年○月 ……………
 …… ……………

賞 罰

…… ……………

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

添付書類（様式10）

欠格事由に該当しない旨の宣誓書(記載例)

国土交通大臣
○○ ○○ 殿

現住所
氏 名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印（個人印）

(注1) 申請時における全役員の宣誓書を添付する。

(注2) 新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請（国内航空）

国内航空貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、許可申請と併せて、利用運送約款の認可を国土交通大臣より受ける必要があります（法 26 条（利用運送約款））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

1. 提出書類

① 利用運送約款設定認可申請書（様式 1 1）

② 利用運送約款

貨物自動車運送による集貨配達と国内航空運送に係る利用運送による航空輸送を一貫した約款を作成する際には、貨物利用運送事業法に定める規定に基づき利用運送約款を作成し、「利用運送約款設定認可申請書」に当該約款を添付し提出して下さい。

(様式 1 1)

約 款 (記載例)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿住 所
氏名又は名称
代表者氏名 (役職) ㊞

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 (役職)

2. 設定しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第二種貨物利用運送事業 (航空貨物運送)

3. 利用運送約款
別紙のとおり

【参考】利用運送約款認可申請 関係法令

(1) 利用運送約款認可申請

貨物利用運送事業法

- 第 2 6 条第 1 項 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第 2 6 条第 2 項 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。
- 第 8 条第 1 項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第 8 条第 2 項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
- 第 1 号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 第 2 号 少なくとも貨物受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 第 8 条第 3 項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合 (これを変更して公示した場合を含む。) において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第 1 項の規定による認可を受けたものとみなす。

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請等)

- 第 2 4 条第 1 項 第 1 1 条の規定は、法第 2 6 条第 1 項の規定による利用運送約款の設定又は変更の認可の申請について準用する。この場合において、第 1 1 条第 1 号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の認可の申請)

- 第 1 1 条 法第 8 条第 1 項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定 (変更) 認可申請書を提出しなければならない。
- 第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
- 第 2 号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
- 第 3 号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款 (変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)
- 第 4 号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

(2) 記載事項

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請)

- 第 2 4 条第 2 項 第 1 2 条の規定は、法第 2 6 条第 1 項の利用運送約款の記載事項について準用する。この場合において、第 1 2 条第 1 号中「第一種貨物利用運

送事業である旨」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業である旨」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の記載事項)

- 第12条 法第8条第1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用運送機関の種類
- 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- 第3号 利用運送の引受けに関する事項
- 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
- 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
- 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

国総貨複第194号 (H15.3.18)

貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について

4. 約款について

(1) 認可の処理について

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意の上、審査されたい。

- ① 施行規則第12条及び施行規則24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用運送約款では、利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。
- ⑤ 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

国総貨複第197号 (H15.3.18)

航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について

三 約款の認可の処理について

1 一般処理方針

航空運送に係る第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業の約款の認可申請については、基本通達「4. 約款について」に照らして適切な処理をされたい。

なお、利用運送約款については、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業を行っている事業者については別々の約款を作ることを要せず、1つの利用運送約款で各々の事業の責任引受等について記載されていればよいものとする。

3 国内運送の一般混載事業について

国内運送の一般混載事業に係る利用運送約款については、当課でモデル的に作成した「国内利用航空運送約款」、また、国内運送の宅配便事業に係る利用運送約款については、「利用運送事業者による宅配便制度研究会」が制定した「宅配便利用運送約款」(平成7年3月)と同一の利用運送約款を認可申請する場合は認可することとし、事業者の特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、利用者に対して不利な取扱いとならないよう配慮の上、事業者の提供するサービス内容によって、上記モデル約款の規定と規定ぶりの異なる部分については、当該サービス内容に照らして、適切か否か審査を行うこととする。

運賃及び料金の設定の届出 (国内航空)

航空運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**第二種貨物利用運送事業の許可を取得した後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。**運賃及び料金を新たに設定した場合、その日を基準日に30日以内に下記の書類を国土交通大臣までご提出してください。(運賃及び料金を変更した場合も同様です。)

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書(様式12)

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考8)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省総合政策局国際物流課までご提出ください。

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

・航空運送に係る第二種貨物利用運送事業許可を取得することにより、日本国内における貨物自動車による集配及び航空運送(door to door)までを一貫した運賃・料金を設定することができます。

②設定する運賃・料金

・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。

・航空運送に係る第二種貨物利用運送事業として door to door のサービスを提供するほか、port to port のサービスを提供することも想定される場合には、door to door の運賃・料金に加え、port to port の運賃・料金を設定し、届出をする必要があります。

③運賃・料金表

(共通事項)

・貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金に集配料を含む貨物利用運送事業者の取扱手数料を加算した額とします。

・幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとします。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとします。

・運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとします。また、割増・割引の対象を明確にしてください。

・附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金としますが、その内容は利用者にとって分かりやすいものであることとします。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとって分かりやすいものであることとします。

(航空貨物運送)

航空運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、国際一般混載、国際宅配便、国内一般混載及び国内宅配便とします。

・国際一般混載の運賃及び料金

国際一般混載の運賃及び料金国際航空運送部分に係る利用運送の運賃及び料金に仕立地における集貨料及び仕向地における配達料を加算したものとします。

この場合、仕立地における集貨料は、当該区域における航空貨物を地上運送する場合の運賃料金であり、仕向地における配達料は、当該仕向国のトラック運賃料金です。

・国際宅配便の運賃及び料金

国際宅配便とは、各種書類又は少量貨物等の運送について航空を利用した国際間の door to door

【国内航空第二種／新規許可申請】

の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいいます。その運賃及び料金は、口数又は個数を単位とし、国際貨物利用航空混載運賃及び料金とは別に国際宅配便のみに対して適用する運賃制度として一貫した運賃及び料金としたものです。

- ・国内一般混載の運賃及び料金
運賃及び料金の構成については、国際一般混載の運賃及び料金と同様ですが、集貨・配達料は、ともに国内で航空貨物を地上運送する場合の運賃及び料金です。
- ・国内宅配便の運賃及び料金
国内宅配便とは、一ロ一個の貨物の運送について航空を利用した国内の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいいます。その運賃及び料金は原則として個建制とし、重量又は容積及び地帯に応じた確定額とします。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならないこととします。（地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとします。）運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとします。

④適用方法

- ・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 - a) 当該料金が航空運送に係る第二種貨物利用運送事業に適用されるものである。
 - b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。
 - c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。
 - e) 公序良俗に反しないものである。
- ・幅運賃については、変動する航空運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、航空運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来すことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑤附帯料金

- ・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たな料金を徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。

【国内航空第二種／新規許可申請】

(様式12)

運賃及び料金の設定(変更)届出書(記載例)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 _____ 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名(役職) _____ ㊟

運賃料金設定(変更)届出書

今般、運賃及び料金の設定を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 _____
住 _____ 所 _____
代表者氏名(役職) _____

2. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種類及び利用運送機関の種類

種別 第二種貨物利用運送事業
種類 航空貨物運送

3. 設定(変更)する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類: 国内一般混載 又は 国内宅配便
額及び適用方法: 別紙のとおり

4. 運賃及び料金を設定(変更)した日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

【参考2】 運賃及び料金の設定届出書 関係法令

報告規則3条（運賃及び料金の届出）

第1項 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を営業者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類

第3号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）

第4号 設定又は変更の実施日

第2項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第3項 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第6項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第1条第1項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の22に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の3第1項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

国総貨復第201号（H15.3.18）

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

(1) 共通事項

①貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金を貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。）を加算した額とする。

②運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。

③運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていないこととする。

④附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。

(4) 航空貨物運送

航空運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、国際一般混載、国際宅配便、国内一般混載及び国内宅配便とする。

①国際一般混載の運賃及び料金

国際航空運送部分に係る利用運送の運賃及び料金を仕立地における集貨料及び仕向地における配達料を加算したものとする。

この場合、仕立地における集貨料は、当該区域における航空貨物を地上運送する場合の運賃料金であり、仕向地における配達料は、当該仕向国のトラック運賃料金である。

②国際宅配便の運賃及び料金

2. について

種別については、「第一種貨物利用運送事業」、「第二種貨物利用運送事業」の別を記載。

3. について

「国内一般混載」、「国内宅配便」の別を記載。

4. について

運賃・料金を設定又は変更した実施年月日を記載。なお、この届出は、設定又は変更した日から30日以内に届出なければならない。

<添付資料>

○運賃及び料金の設定の場合

- ・運賃表
- ・運賃及び料金の適用方法

○運賃及び料金の変更の場合

- ・運賃及び料金の変更に係る部分の新旧対照表

【国内航空第二種／新規許可申請】

国際宅配便とは、各種書類又は少量貨物等の運送について航空を利用した国際間の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は、口数又は個数を単位とし、国際貨物利用航空混載運賃及び料金とは別に国際宅配便のみに対して適用する運賃制度として一貫した運賃及び料金としたものである。

③国内一般混載の運賃及び料金

運賃及び料金の構成については、国際一般混載の運賃及び料金と同様であるが、集貨・配達料は、ともに国内で航空貨物を地上運送する場合の運賃及び料金である。

④国内宅配便の運賃及び料金

国内宅配便とは、一口一個の貨物の運送について航空を利用した国内の door to door の輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は原則として個建制とし、重量又は容積及び地帯に応じた確定額とする。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならないこととする。（地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとする。）運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとす。